

【改正の概要】

改正の理由

飛散性アスベスト廃棄物については従来から廃棄物処理法により特別管理産業廃棄物として厳しく規制されている。一方、非飛散性アスベスト廃棄物については法律上の特別な規制がない状況にあったが、先般国が当該廃棄物について技術指針を示したところである。

今回、非飛散性アスベスト廃棄物の撤去・運搬過程における飛散防止措置や、破碎され再資源化ルートに乗ることにより生活環境に悪影響を与えることのないよう破碎処理を原則禁止したことなど、都独自の新たな措置を盛り込み、本指針の改正を行った。

主な改正の内容

撤去を行うとき

散水等の飛散防止策を講じ、原則手作業で原型のまま撤去を行う。(機械による解体は原則行わない)

保管を行うとき

分別保管、シート掛け・袋詰めを行う。特に廃棄物が粉末状又は小片の場合必ず袋詰めを行う。

産廃処理の委託を行うとき(契約やマニフェストについて)

マニフェストは他の産業廃棄物と別のものとし、非飛散性アスベスト廃棄物であることを記載する。

収集・運搬のとき

分別運搬、シート掛け・袋詰めを行う。

荷台で転倒・移動を防止する措置を講ずる。特に廃棄物が粉末状又は小片の場合必ず袋詰めを行う。

処分を行うとき

ア 破碎による中間処理は原則禁止とする。

イ 最終処分を行うとき

最終処分場内に場所を定めて埋め立てる。

廃棄物の埋立場所、埋立量、埋立時期、埋立方法を記録し保存する。

1日の作業終了ごとに覆土を行う。